

## 第 1 回

### 第 6 期中札内村まちづくり計画審査特別委員会会議録

平成 2 5 年 1 1 月 8 日 (金曜日)

---

#### ◎出席委員 (7名)

1 番	中 井 康 雄 君	2 番	佐 藤 耕 平 君
3 番	知 本 正 幸 君	4 番	笠 松 直 君
5 番	黒 田 和 弘 君	6 番	男 澤 秋 子 君
7 番	北 嶋 信 昭 君	(8 番)	(高 橋 和 雄 君)

#### ◎欠席委員 (0名)

#### ◎説明員

中 札 内 村 長	田 村 光 義 君	副 村 長	火 山 敏 光 君
総 務 課 長	高 桑 浩 君	住 民 課 長	山 崎 恵 司 君
福 祉 課 長	岡 田 好 之 君	産 業 課 長	阿 部 雅 行 君
施 設 課 長	長 澤 則 明 君	総 務 課 長 補 佐	中 道 真 也 君
教 育 長	上 松 丈 夫 君	教 育 次 長	大 和 田 貢 一 君

#### ◎議会事務局

議会事務局長	片 山 勇 一 郎 君	書 記	林 真 悠 君
--------	-------------	-----	---------

**○委員長（北嶋信昭君）** 定刻になりました。

ただいまから、第6期中札内村まちづくり計画審査特別委員会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

この委員会の審査事件は、9月定例会において審査付託を受けた議案第58号中札内村の基本構想についてであります。

おはかりします。

本日の審査は、議案の基本構想並びに関係資料の補足説明を受け、その後、質疑に入りたいと思います。

このことに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（北嶋信昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日の審査は、議案の基本構想並びに関係資料の補足説明を受け、その後、質疑に入りたいと思います。

それでは、補足説明を求めます。

田村村長。

**○村長（田村光義君）** 補足説明をさせていただく前段として、私の基本的な考え方を述べさせていただきます。

9月定例会の提案理由の説明の中でも申し上げさせていただいているところですが、第5期総合計画が本年度をもって終了することから、激変する社会情勢や多様化する住民ニーズに的確に対応し、また、まちづくり諸計画との協調をはかり、平成26年度を初年度として平成33年度を目標年次とする第6期まちづくり計画を策定したところであります。

これまでの総合計画については、地方自治法において市町村に対し、総合計画の基本部分である基本構想については、議会の議決を経て定めることが義務づけられていましたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月に地方自治法の一部改正する法律が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を得るかは市町村の独自の判断に委ねられることとなりました。

本村における総合計画は、中札内まちづくり基本条例の目的及び理念に基づき長期的な展望に立った計画的なまちづくりの行動計画として重要なものであることから、第5期総合計画までと同様、基本構想については議会の議決をいただくべきと考え、計画の名称を村民の皆さんに親しみやすい計画となるようまちづくり計画へ名称変更し、計画の期間についても従来の10年間から8年間へ変更し、議決を得ようとするものであります。

計画の策定にあたりましては、昨年7月24日に庁内策定会議を設置し、9月28日に総合行政推進委員会に諮問いたしました。これを受け、委員会ではまちづくり部会、財政部会を合わせた19名で全体審議を進め、今年7月22日に答申をいただいたところであります。

計画の策定にあたって、私の基本姿勢として急速に進む少子高齢社会や深刻化する環境問題など、今、まさに地方自治体の真の力量が問われる時代を迎えており、自律の道を選択し歩んできた本村にとって、まちづくり基本条例に掲げる協働のまちづくりをさらに発展させるとともに、村民の皆さんが真に住みやすい住みやすさや幸せを実感できる自主自律の地域経営のため、重要な要素として考えております。

このため、一つ目には住民ニーズの把握及び情報の共有と計画段階からの住民参加を推進することによって、協働のまちづくりを推進しようとするものです。

二つ目は、基幹産業である農業を地域経済の根幹として位置づけ、村の自然や文化など特性を生かしたまちづくりを進めるものです。

三つ目は、多様化する住民ニーズや生活圏の広域化に対応するため、近隣及び関係市町村との連携を強化し、広域的な行政の推進をはかるものです。

ご提案申しあげました第6期まちづくり計画では、本村の豊かな自然環境や農村景観、豊かな農業資源、生活基盤など、社会資本、生活と生産の営みが培ってきた歴史や文化など貴重なまちづくり資源を有し、将来への限りない可能性を秘めていることからまちづくりのテーマを、みんなで作る笑顔があふれるまちとして、理念、施策、目指すべき目標を定めながら村民一人ひとりがまちづくりの主役になった住民主体のまちづくりの実践により、すべての村民が安心していつまでも快適に暮らせる笑顔いっぱいのまちを目指すこととしています。

なお、本計画での目標年次の目標設定にあたっては、少子高齢社会の中にあって、今後も地域の活力を失うことなく、定住施策の拡充や産業の発展、立地条件等を生かし、人口規模の維持拡大を目指すという考え方から4,200人という数字で設定したところです。また、村民の暮らしに対する満足度の向上に向け、まちづくりアンケートによる住み続けたいと感じる村民の割合を70パーセントとなるよう、新たな目標設定をしたところです。

さらに本計画の基本理念について、少し申し上げさせていただきたいと思いますが、一点目は、魅力あるあふれるまちづくりです。本村の持つ自然環境や歴史、文化、産業などの地域特性を生かし、中札内村に住みたい住み続けたい、そして住んでよかったと実感できる魅力あるまちづくりを進めようとしています。

二点目は、自律と協働のまちづくりです。まちづくりの主役は、村民一人ひとりであるとの認識の下、自主自律のまちづくりを実現するため、住民、企業、行政が連携しながら多彩な力が発揮できる協働のまちづくりを進めるとしています。

以上、本計画の村長としての基本的な考え方について述べさせていただき、詳細については担当課から説明させていただきますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

**○委員長（北嶋信昭君）** 中道総務課課長補佐。

**○総務課課長補佐（中道真也君）** それでは、第6期中札内村まちづくり計画の概要についてご説明をさせていただきます。

前段として、一つお断りをさせていただきたいと思います。9月定例会で参考としてお配りした黒ナンバー10の2、基本構想の配布資料ですが、今回基本構想のうち資料編を追加させていただいたこと、また参考として基本計画を追加させていただいておりますことから、本日の特別委員会では11月5日にお配りした議案資料に基づき、説明をさせていただきたいと思います。

それでは、基本構想別冊の2ページをお開き願います。

こちらでは、序論のうち第1章では計画の名称を第6期中札内村まちづくり計画と従来の総合計画という名称を変更してございます。

次に、第2章基本計画策定の意義でございますが、第5期中札内村総合計画が平成25年度をもって終了することから、新たな社会情勢や住民ニーズを多様化に対応するため、まちづくりの最上位の計画として、平成33年度を目標年次とするまちづくり計画を策定

することとしております。

次に、その下段、第3章策定の基本姿勢を、四点位置づけしております。

一点目は、協働のまちづくりとして、まちづくりの主役は住民であるという認識の下、住民ニーズの把握や情報共有、住民参画の推進による住民自治を基本に、まちづくりを進めようとする考えであります。

二点目は、地域の活性化につながる計画づくりとして、基幹産業である農業を地域経済の根幹として位置づけ、村の自然や文化、観光の推進など地域特性を生かし、地域活力の喪失を図ろうとする考えでございます。

三点目は、広域的視野に立ったまちづくりとして、多様化する住民ニーズや生活圏の広域化に対応するため、市町村連携や圏域プロジェクト主要拠点とのネットワーク拡大による連携強化や、共通課題の解決に努めようとする考えでございます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

四点目として、国、道及び各種地域計画との協調による計画づくりとして、国や道をはじめとする各種計画との協調、連携強化のための計画としようとする考えでございます。

次に、その下段、第4章計画の期間でございますが、第5期総合計画までは10年間の基本構想としておりましたが、計画期間を8年間に短期化することにより、環境変化への対応を強化し、また首長の政治公約と総合計画との整合を図る観点から、計画期間を変更してございます。

次に、第5章計画の構成についてですが、計画期間は平成26年度を初年度として平成33年度を目標とする、8カ年の計画として第5期総合計画と同様に基本構想、基本計画、実施計画の三階層構成としております。基本構想では、中札内村の基本方向、まちづくりの基本目標、目標年次の人口、施策の大綱を体系化して表しています。基本計画では、基本構想に掲げられた施策の大綱をより具体化して目標年次までに達成しようとする施策の内容や基本的な事業を大綱に定める目標ごとに分野を定めて体系化しております。

なお、この基本計画は前期4カ年、後期4カ年に区分して策定することとしており、首長改選期にあわせて必要に応じ見直しをすることとしております。また、実施計画では基本計画に基づきまして、事業の必要性や優先度を勘案しながら、4カ年の年次計画を立て、毎年度ローリングを行いながら重点化、選択化をより進めながら効果・効率的に事業を推進することとしております。

次に、4ページをお開き願います。

こちらは、先ほど説明いたしましたまちづくり計画の構成、イメージを記載しておりますので、ご参照ください。

次に、5ページをご覧ください。

第6章計画の進行管理についてですが、住民の暮らしに対する満足度の向上に向け、各施策における目標指標を第5期後期基本計画の96項目から114項目とし、目指すべき姿に対する目標達成度をより明確化するとともに計画の進行管理の点検、公表をすることとしております。

次に、7ページをお開き願います。

こちらでは、1の序論に引き続き、2の基本構想となっております。第1章中札内村の将来像についてですが、厳しい時代にあり、自主自律の主体性の下に住民自治を原点とした協働のまちづくりを基本として、本村の持つ豊かな自然や活力ある産業を活かしつつ、すべての村民が生涯にわたり、誇りと自信の持てる個性ある地域づくりを村民が一丸とな

って目指すための基本方向と位置づけしております。まちづくりのテーマは、村民一人ひとりがまちづくりの主役となり、住民主体のまちづくりを進めるとともに、すべての村民が生涯にわたり健康で安心して快適に暮らせる笑顔いっぱいのまちづくりを目指すとし、みんなで作る笑顔あふれるまちと格言させていただいております。

次に、8ページをご覧ください。

第2章まちづくりの基本理念についてですが、前段、村長のほうから申し述べさせていただいておりますことから、説明は省略させていただきます。

次に、9ページをお開き願います。

第3章まちづくりの基本目標についてですが、急速に進む少子高齢社会や深刻化する環境問題など歴史的な転換期の中にあつて、地域間競争など地方自治体の真の力量が問われ、新たな手法による地域社会永続のためのシステムの構築が急がれています。幸い、本村は豊かな資源や多様な社会資本、文化など限りない可能性と将来性を秘めていることから五つのまちづくりの基本目標を掲げて、計画的な行政運営を基本として、村民のみなさんが住みやすさや幸せが実感できるまちづくりを目指すこととしております。また、目標年次の人口設定にあたりまして、人口の増加のみが村政の伸長を意味するものではありませんが、本村が今後も魅力あるまちとして持続的に成長し続けていくことができるよう定住化施策の推進や出生率の向上など、人口の維持拡大を目指すこととしております。

次に、10ページをお開き願います。

まず、一点目のみんなで歩む協働のまちについてですが、まちづくりなどを進める基本姿勢として村民が主役のまちづくりや協働のまちづくりの推進、男女共同参画の推進、足腰の強い行財政基盤の確立などを目標として主要なテーマを掲げています。

二点目の健康で人にやさしいまちについてですが、地域福祉の環境づくりなどを進める基本的な姿勢として子どもからお年寄りまでだれもが安心してよりよく共に生きる福祉社会の形成を目標として主要なテーマを掲げています。

三点目の人と文化を育むまちについてですが、ここでは教育、文化、生涯学習などの環境づくりを進める基本的な姿勢として人間としての生きる力の助長、地域が一体となった教育の推進、地域文化の醸成発展、生涯学習の環境づくりを目標として主要なテーマを掲げています。

次に、11ページをお開き願います。

四点目の活力あふれる産業を育むまちについてですが、ここでは基幹産業の農業や観光商業の振興策を進める基本的な姿勢として、農業基盤整備や農畜産物の付加価値向上、農村景観や環境に配慮した生産活動、交流人口の増加による賑わいづくりなど、多様な資源や歴史、文化などを生かしながら農業、商業、観光が連携した産業活動の推進と持続的な発展を目標として主要なテーマを掲げています。

次に、五点目の自然豊かで快適に暮らせるまちについてですが、暮らしの質や安全性の向上をはかるための基本姿勢として、自然との共生、保有する社会資本の質的向上、環境保全による循環型社会の構築など自然と生活の調和が保たれる快適な環境づくりを目標として主要なテーマを掲げています。

次に、12ページをご覧ください。

第4章人口指標と住みよさ指標についてですが、先ほどの説明と重複する部分もございますので、詳細は省略させていただきますが、人口指標については人口減少社会の中にあつて、本村においては4,000人の人口を維持していることから、住民基本台帳人口に

着目し、現状の人口維持拡大をさせることを基本に4, 200人と設定をさせていただいております。

次に、13ページをお開き願います。

こちらでは、新たな指標として住みよさ指標を設定し、平成24年度に実施したまちづくりアンケート結果における、ずっと住み続けたいと感じる村民の割合53パーセントを70パーセントとなるよう、目標を設定させていただいております。

次に、14ページをご覧ください。

こちらでは、産業就業人口の推移と予測、土地利用の方針を記述しており、就業人口減少の抑止、総合的かつ計画的な土地利用について記載をさせていただいております。

以下、15ページ以降につきましては計画の背景として第1節の沿革、第2節として自然的環境、第3節として社会的環境を記載しておりますのでご参照ください。

次に、参考資料として配布させていただきました。右上に参考資料と記載してございます。第6期まちづくり計画、前期基本計画についてご用意願います。

この基本計画は、基本構想で描いた将来像と基本方向、まちづくりの目標、施策の大綱などをより詳細に具体化し本村が目標年次に掲げたテーマ実現のため施策の内容や効果的な事務執行を体系化したものであり、分野別に目指すべき姿と主要な施策事業を示しております。

それでは、ページをめくっていただきまして、1ページから順次説明をさせていただきます。恐れ入りますが、こちらの説明に合わせまして、ページを順次ご用意いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

1ページから説明をさせていただきます。第1編のみんなで歩む協働のまちでございしますが、第1章住民主体のまちづくりでは、まちづくり基本条例の基本理念に基づく協働のまちづくり、地域の担い手づくり、個性を生かしたまちづくりを位置づけしております。

続きまして、ページをめくっていただきまして3ページをお開き願います。

第2章安定した行財政運営の推進では、健全な行財政運営、政策評価や行財政改革の推進、職員研修の充実を位置づけしております。

続きまして5ページをお開き願います。

第3章男女共同参画の推進では、男女共同参画推進計画に基づく施策の推進、意識啓発等を位置づけしております。

以上、第1編では、まちづくりの方向、行財政運営の方向を定めてございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

第2編の健康で人にやさしいまちに入らせていただきます。

第1章生涯福祉の推進、第1節福祉を支える体制づくりでは、地域福祉の環境づくり、民間社会福祉活動の推進を位置づけしております。

続きまして、9ページをお開き願います。

第2節子育て支援の充実では、少子化、子育て支援、保育機能の充実などを位置づけしております。

続きまして、11ページをお開き願います。

第3節高齢者福祉の充実では、自立と生きがい対策、在宅福祉、保健医療福祉対策を定めております。

続きまして、13ページをお開き願います。

第4節障害者福祉の充実では、障害福祉サービスの充実、自立と社会参加、在宅福祉支

援などを定めております。

続きまして、15ページをお開き願います。

第5節社会保障制度の適正な運営では、医療保険、公的年金などをそれぞれ位置づけしております。

次に、17ページをお開き願います。

第2章労働者福祉の充実では、自立生活の促進、労働環境の整備を位置づけしております。

次に、19ページをお開き願います。

第3章保健医療の充実、第1節生涯を通じた健康づくりの推進では、母子保健、精神保健、生活習慣病対策などを位置づけしております。

次に、22ページをお開き願います。

第2節医療体制の維持充実では、診療所2名体制の堅持、緊急医療体制の充実などを位置づけしております。

次に、24ページをお開き願います。

第3節食育の推進でございますけれども、こちらは今回新たに節を新設いたしまして、ライフステージに応じた健康教育や地産地消の推進を位置づけしております。

以上、第2編では福祉、保健、医療の充実について定めております。

続きまして、26ページをお開き願います。

第3編人と文化を育む街でございますが、第1章学校教育の推進、幼児教育の充実では、保護者の学習活動の促進、幼児教育に関わる関係機関との連携などを位置づけしております。

次に、28ページをお開き願います。

第2節教育活動と教育環境の充実では、学力向上のための教育の推進、特別支援教育の推進、教育環境設備の充実などを位置づけしております。

次に、31ページをお開き願います。

第3節学校給食の充実では、安全安心な学校給食の提供、学校での食育の推進について位置づけしております。

続きまして、33ページをお開き願います。

第2章社会教育、文化、芸術の振興、第1節社会教育の推進では、生涯学習や社会教育活動の推進、共育の日の理念に基づく実践活動、社会教育施設の適正管理を位置づけしております。

次に、35ページをお開き願います。

第2節国際地域間交流の推進では、今回節を新設し、交流友好都市との交流、国際交流の推進を位置づけしております。

次に、37ページをお開き願います。

第3節文化芸術の振興では、文化芸術活動の推進、文化施設の活用、文化的所産等の保護、保存を位置づけしております。

次に、39ページをお開き願います。

第3章スポーツの振興、第1節スポーツしやすい環境づくりでは、生涯スポーツ活動の推進、体育施設の充実と適正管理を位置づけしております。

以上、第3編では教育文化などの振興方策を位置づけしております。

続きまして、41ページをお開き願います。

第4編の活力あふれる産業の街、第1章農業の振興では、第1節農業基盤整備と経営支援として、生産基盤の整備、優良農地の確保、経営の体質強化、環境と調和した農畜産物の安定生産、環境にやさしい農業の展開などを位置づけしております。

続きまして、43ページをお開き願います。

第2節有害鳥獣駆除の推進ですが、こちらも今回節を新設し、有害駆除対策の支援強化、農業被害防止対策などを位置づけしております。

次に、45ページをお開き願います。

第2章林業の振興、第1節森林資源の活用では、防災のための森林づくり、環境保全対策の推進などを位置づけしております。

次に、47ページをお開き願います。

第3章商工業の振興、第1節活気あふれる商工業の推進では、経営体質の強化、地域商業の育成、街中の賑わいづくりなどを位置づけしております。

次に、49ページをお開き願います。

第4章観光の振興、第1節資源を生かした観光の振興では、観光資源の受け入れ、観光基盤整備、観光客の受け入れづくりなどを位置づけしております。

以上のとおり、第4編では農業、商工業、観光の振興策を定めてございます。

続きまして、51ページをお開き願います。

第5編自然豊かで快適に暮らせるまちですが、第1章総合的な土地利用の推進では、計画的な土地利用の推進、誘導、未利用地の有効活用等を位置づけしております。

次に、53ページをお開き願います。

第2章安心して暮らせる生活基盤、第1節道路交通網の整備では、道路網の整備や冬期交通の確保を位置づけしております。

次に、55ページをお開き願います。

第2節交通機関と情報基盤の整備では、中央バス路線の維持、情報基盤の整備を位置づけしてございます。

次に、57ページをご覧ください。

第2章、第3節水道、下水道の整備ですが、上下水道事業の推進と経営の効率化、計画的な施設更新等を位置づけしております。

次に、59ページをお開き願います。

第4節公園緑地等の整備では、公園緑地の保全と利活用、管理体制の確立を位置づけしております。

次に、61ページをお開き願います。

第5節住宅環境整備と定住の促進では、個性ある住文化の実現、良質な住宅ストックの形成、移住定住の促進を位置づけしております。

次に、63ページをお開き願います。

第6節治山治水対策と河川整備では、治山治水対策、広域事業の推進を位置づけしております。

次に、65ページをお開き願います。

第3章住みよい環境づくり、第1節自然環境の保全と景観形成では、自然環境保護保全、景観形成、地球温暖化防止対策のための実践活動を位置づけしております。

次に、67ページをお開き願います。

第2節環境衛生、美化対策の充実では、ごみ処理対策、公害悪臭防止対策、美化運動の

推進などを位置づけしております。

次に、69ページをお開き願います。

第4章安全な村民生活の確保、第1節防災消防体制の充実では、防災体制の強化、消防救急体制の確立を位置づけしております。

次に、71ページをお開き願います。

第2節交通安全対策の推進と防犯体制の確立では、交通安全対策の推進、防犯体制の強化等を位置づけしております。

次に、73ページをお開き願います。

第3節消費者対策の推進では、消費生活相談の充実、啓発活動の強化を位置づけしております。

以上、第5編では総合的な土地利用、社会基盤整備、環境対策、暮らしの安全対策を定めてございます。

次に、75ページをお開き願います。

こちらでは、第6期まちづくり計画において、本村が目指すべき将来像を実現するため限られた財源をより効率的、効果的に課題解決を図るため、推進すべき施策36項目のうち、特に重きを置いて、推進して短期中期的に成果を上げるべき目標をまちづくりアンケートでの結果等も踏まえ4項目を設定させていただいております。

次に、76ページをお開き願います。

こちらでは、基本計画の成果を検証し、村民の皆様への計画をより見える形に計画を策定する考えから、基本計画施策の成果指標を114項目設け、進行管理しようとするものでございます。

以上、基本構想及び基本計画の概要説明とさせていただきます。

**○委員長（北嶋信昭君）** おはかりします。

本日の委員会はこれまでとし、次回は11月25日午前10時から再開したいと思いますが、このことに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（北嶋信昭君）** 異議なしと認めます。

したがって、本日の審査はこれまでとし、次回は、11月25日午前10時から再開することに決定いたしました。

本日は、これで散会いたします。

散会 午後 4時39分